2027年1月1日
株式会社 沖縄銀行

投資信託・公社債取引約款・規定集

投資信託総合取引規定
投資信託受益権振替決済口座管理規定
累積投資取引規定
投資信託定時定額購入取引規定
特定口座規定
非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資および特定課税未成年者口座管理に関する約款
未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款
保護預り規定兼振替決済口座管理規定（取引残高報告書式）

[管理者1][管理者2]

投資信託総合取引規定

第１条（規程の趣旨）

この規定は、投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）について、お客さまと株式会社沖縄銀行（以下「当行」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。この規定に別段の定めがないときには、第２条各号に掲げる約款・規定によるものとします。

第２条（総合取引の利用）

お客さまは、この規定に基づいて次の各号に掲げる約款・規定（以下「約款等」といいます。）に係る取引（この規定において「投資信託総合取引」と総称します。）をいつでもこの規定および約款等の定めるところにより、ご利用いただけます。

① 投資信託受益権振替決済口座管理規定
② 累積投資取引規定
③ 投資信託定時定額購入取引規定
④ 特定口座規定
⑤ 非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資および特定課税未成年者口座管理に関する約款
⑥ 未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款

第３条（申込方法等）

お客さまは、当行所定の申込書に必要事項を記入の上、署名押印し、これを投資信託の取扱いをしている当行本支店（以下「取扱店」といいます。）に提出することによって、投資信託総合取引を申し込むものとします。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い、取引時確認を行わせていただきます。

２　前項の申込みにあたっては、投資信託受益権振替決済口座管理規定第１条に規定する投資信託に係るお客さまの口座（以下「振替決済口座」といいます。）の開設も併せて申し込むものとします。

３　第１項の申込書に押印する印鑑を、投資信託総合取引に係るお届出の印鑑（以下「お届出印」といいます。）とします。お届出印は、次条に定める指定預金口座のお届出印と同一の印鑑とします。

４　お客さまは、当行が承諾した場合に限り投資信託総合取引を開始することができます。

第４条（指定預金口座）

投資信託総合取引のお申込みをされる際には、当行がお客さまにお支払いする金銭をご入金する預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）をあらかじめ指定していただきます。

２　指定預金口座は、取扱店におけるお客さま名義の普通預金口座または当座預金口座とします。

３　投資信託総合取引に係る投資信託の収益分配金・償還金・解約代金・買取代金等は、指定預金口座に入金します。

４　指定預金口座に入金する場合には、その都度のお客さまからの受領書の受入れは不要とします。

５　指定預金口座を変更するときは、当行所定の申込書により届け出てください。

6　当行が、投資信託の収益分配金・償還金・解約代金・買取代金等をお支払いする場合で、指定預金口座に入金するときは、取引報告書（契約締結時交付書面）およびその他書面に入金金額等を記載してお送りしますので、その内容をご確認ください。

第5条（取引残高報告書等の送付）

投資信託総合取引の申込みをされ、振替決済口座に投資信託の残高があるお客さまには、原則として3か月ごとに取引残高報告書を送付します。ただし、振替決済口座に投資信託の残高はあるものの1年以上取引がないお客さまには、年1回以上送付します。

2　前項にかかわらず、お客さまが取引の都度取引残高報告書の交付を受けることを当行にご請求されたときは、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付するものとします。

3　前二項の取引残高報告書には、お客さまが対象期間に取引された投資信託の約定年月日、受渡年月日、購入または解約等の別、銘柄、単価、購入時手数料等を含む受渡し金額などが記載されています。

4　取引残高報告書の記載内容にご不審な点があるときは、速やかに取引残高報告書に記載されている連絡先まで直接ご連絡ください。取引残高報告書の到着後、15日以内にご連絡がなかった場合、当行は、その記載事項のすべてについて承諾いただいたものとして取り扱わせていただきます。

5　当行は、第1項にかかわらず、お客さまが特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客さまからの取引残高報告書に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより取引残高報告書の送付を行わないことがあります。

6　当行が届出のあった名称、住所にあてて取引残高報告書その他の送付書類を発送または通知を行った場合、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第6条（免責事項）

当行は、次の各号に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

①　次条第1項による届出の前に届出を行わなかったことにより生じた損害

②　当行所定の書類等に使用された印影を、お届出印と相当の注意をもって照合（ペーパーレス取引においては、当行所定の確認方法により確認）し、相違ないものと認めて投資信託の振替または換金、その他の取扱いをした上で、当該書類等について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害

③　当行所定の書類等に使用された印影がお届出印と相違するため（または当行所定の確認方法による確認がとれないため）、投資信託の振替または換金、その他の取扱いをしなかった場合に生じた損害

④　災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により、記録設備の故障等が発生したため、投資信託の振替または換金に直ちには応じられない場合に生じた損害

⑤　前号の事由により、投資信託の記録が滅失等した場合または投資信託受益権振替決済口座管理規定第10条による償還金等の指定預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害

⑥　投資信託受益権振替決済口座管理規定第18条の事由により、当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

⑦　当行が金銭を指定預金口座へ入金した後に生じた損害

⑧　電信または郵便の誤配、遅延等、当行の責に帰すことのできない事由により生じた損害

第 7 条（届出事項の変更手続き）

お届出印を失ったとき、またはお届出印、氏名もしくは名称、住所、投資信託振替決済口座管理規定第 3 条第 4 項に定める共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の手続きにより届け出てください。

2　前項により届出があった場合、当行はお客さまに、個人番号カード、運転免許証、印鑑登録証明書、戸籍抄本、住民票の写し、その他必要と思われる書類等をご提出いただくことがあります。また、所定の手続きが完了した後でなければ、投資信託の振替または換金、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

3　第 1 項による変更後は、変更後の印鑑、氏名または名称、住所、共通番号等をもってお届出印、氏名または名称、住所、共通番号等とします。

第 8 条（成年後見人等の届出）

家庭裁判所の審判により、お客さまに補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届け出てください。お客さまの成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出るものとします。

2　家庭裁判所の審判により、お客さまに任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届け出てください。

3　すでにお客さまが補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様に届け出てください。

4　前三項の届出事項に取消しまたは変更が生じた場合にも同様に届け出てください。

5　前四項の届出の前に届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

第 9 条（反社会的勢力との取引拒絶）

この規定に定める投資信託総合取引は、次条第 2 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができるものとし、次条第 2 項各号のひとつにでも該当する場合には、当行は投資信託総合取引をお断りするものとします。

第 10 条（解約等）

投資信託総合取引に係る契約は、次の場合に解約されます。また、投資信託受益権振替決済口座管理規定第 4 条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、お客さまの投資信託を他の口座管理機関へお振替えください。投資信託受益権振替決済口座管理規定第 7 条において定める振替えを行えない場合は、当該投資信託を換金し、金銭によりお返しすることがあります。なお、この契約の解約によって生じた損害について、当行は責任を負いません。

①　お客さまから投資信託総合取引の解約のお申し出があった場合
②　お客さまから振替決済口座の解約のお申し出があったとき
③　お客さまが所定の手数料を支払わないとき
④　お客さまに相続の開始があったとき
⑤　お客さまが、この規定の定めに違反したとき

⑥　振替決済口座におけるお客さまの投資信託の残高が一定期間以上ないとき
⑦やむを得ない事由により、当行が解約を申し出た場合

2　前項のほか、次の各号のいずれかに該当すると当行が判断し、お客さまと取引を継続することが不適切である場合には、当行は投資信託総合取引を停止し、またはお客さまに通知することにより、投資信託総合取引に係る契約を解約することができるものとします。この場合、当行は前項に準じて、お客さまの投資信託については振替または換金の手続きを行います。なお、この契約の解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

①　お客さまが当行との取引開始時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
②　お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
イ　暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
ロ　暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
ハ　自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
ニ　暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
ホ　役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
③　お客さまが、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合
イ　暴力的な要求行為
ロ　法的な責任を超えた不当な要求行為
ハ　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
ニ　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
ホ　その他前各号に準ずる行為

3　第1項および第2項による投資信託の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、投資信託の償還金、解約金、収益の分配金などの預り金があるときは、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。

第11条（換金時の取扱い）

前条に基づき、お客さまの振替決済口座に記載または記録されている投資信託を換金するにあたっては、当行の定める方法により、お客さまの指示に従って、換金を行った上、金銭によりお返しします。

第12条（お客さま情報等の取扱い）

米国政府および日本政府からの要請により、当行は、お客さまが外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として次の各号のいずれかに該当する場合および該当する可能性があると当行が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客さまの情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この規定の交付をもって、お客さまの当該情報が米国税務当局へ提供されることおよび提供に必要なお客さまの情報（米国納税者番号等）をお客さまが開示することについて同意していただいたものとして取り扱います。

なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する個人情報保護のための措置をすべて講じています。

① 米国における納税義務のある個人、法人またはその他の組織

② 米国における納税義務のある個人が実質的支配者となっている非米国法人またはその他の組織

③ FATCA の枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法第 1471 条および第 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

第 13 条（規定等の変更）

この規定および第 2 条各号に定める約款等（以下「規定等」といいます。）は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。

2 前項の通知は、変更の影響が軽微であると判断される場合には、当行ホームページへの掲載によって代えることがあります。前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。

3 前二項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

第 14 条（合意管轄）

この規定等に基づく取引に関する訴訟、調停、和解その他の紛争解決については、取扱店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

投資信託受益権振替決済口座管理規定

第１条（規程の趣旨）

この規定は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）に係るお客さまの口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当行に開設するに際し、当行とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

第２条（振替決済口座）

振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設します。

２　振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託の記載または記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の投資信託の記載または記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）を別に設けて開設します。

３　当行は、お客さまが投資信託についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。

第３条（振替決済口座の開設）

振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客さまから当行所定の申込書によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。

２　当行は、お客さまから当行所定の申込書による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客さまにその旨を連絡いたします。

３　振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客さまには、これら法令諸規則および機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

４　お客さまは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関連法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第２条第５項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じです。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令の定めがある場合に、お客さまの共通番号を当行にお届けいただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第４条（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する３月末日までとします。

２　この契約は、お客さままたは当行からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から１年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第５条（当行への届出事項）

当行所定の申込書に押なつされた印影および記載された住所、氏名または名称、共通番号等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名または名称、共通番号等とします。

第６条（振替の申請）

お客さまは、振替決済口座に記載または記録されている投資信託について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。

①　差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの

②　法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他機構が定めるもの

③　収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

④　償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

⑤　償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

⑥　販社外振替（振替先または振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの

イ　収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）

ロ　収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日

ハ　償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

ニ　償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

ホ　償還日

ヘ　償還日翌営業日

⑦　振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けないもの

２　お客さまが振替の申請を行うに当たっては、その６営業日前までに、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入の上、届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）してご提出ください。

①　減少および増加の記載または記録がされるべき投資信託の銘柄および口数

②　お客さまの振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別

③　振替先口座およびその直近上位機関の名称

④　振替先口座において、増加の記載または記録がされるのか、保有口か質権口かの別

⑤　振替を行う日

３　前項第１号の口数は、１口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が１口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。

４　振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第２項第３号）の提示は必要ありません。また、同項第４号については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。

5　当行に投資信託の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに投資信託の振替の申請があったものとして取り扱います。

第 7 条（他の口座管理機関への振替）

当行は、お客さまからお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客さまから振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けない場合、当行は振替の申し出を受け付けないことがあります。また、当行で、投資信託を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当行名および口座を開設している支店名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有口か質権口の別等）を連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合には、正しく手続きが行われないことがあります。

2　前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書によりお申込みください。この場合、当行所定の手数料をお支払いいただきます。

第 8 条（質権の設定）

お客さまの投資信託について、質権を設定される場合は、当行が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。

第 9 条（抹消申請の委任）

振替決済口座に記載または記録されている投資信託について、償還またはお客さまの請求による解約が行われる場合には、当該投資信託について、お客さまから当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当行は当該委任に基づき、お客さまに代わってお手続きさせていただきます。

第 10 条（償還金・解約金および収益分配金の代理受領等）

振替決済口座に記載または記録されている投資信託（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ。）、解約金および収益分配金の支払いがあるときは、当行がお客さまに代わって当該投資信託の受託銀行からこれを受領し、お客さまの指定預金口座に入金します。

第 11 条（お客さまへの連絡事項）

当行は、投資信託について、次の事項をお客さまにご通知します。

①　償還期限（償還期限がある場合に限ります。）

②　残高照合のための報告

③お客さまに対して機構から通知された事項

2　前項の残高照合のための報告は、投資信託の残高に移動があった場合に、毎年 3・6・9・12 月の末日付けで、その翌月中の時期にご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当行証券国際部市場企画グループ責任者まで直接ご連絡ください。

3　当行は、前項の規定にかかわらず、お客さまが特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第

4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客さまからの前項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本号において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

4　当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行いまたはその他の送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第12条（届出事項の変更手続き）

印章を失ったとき、または印章、氏名もしくは名称、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、お客さまに「個人番号カード」「住民票の写し」「印鑑証明書」「戸籍抄本」等の書類をご提出願うことがあります。

2　前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

3　第1項による変更後は、変更後の印影・住所・名称・共通番号等をもって届出の印鑑・住所・名称・共通番号等とします。

第13条（口座管理料）

当行は、口座を開設したときは、その開設時および口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。

2　当行は、前項の場合、解約金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、投資信託の償還金、解約金、収益の分配金の支払いのご請求には応じないことがあります。

第14条（当行の連帯保証義務）

機構または野村信託銀行株式会社（上位機関）が、振替法等に基づき、お客さま（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

①　投資信託の振替手続きを行った際、機構または野村信託銀行株式会社（上位機関）において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載または記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託の超過分（投資信託を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務

②　その他、機構または野村信託銀行株式会社（上位機関）において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第15条（機構において取り扱う投資信託のうち、当行が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）

当行は、機構において取り扱う投資信託のうち、当行が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。

2　当行は、当行における投資信託の取扱いについて、お客さまからお問合せがあった場合には、お客さまにその取扱いの可否を通知します。

第 16 条（反社会的勢力との取引拒絶）

この契約は、第 17 条第 2 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ第 17 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合には、当行はこの契約による口座の開設をお断りするものとします。

第 17 条（解約等）

次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、投資信託を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第 7 条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託を解約し、現金によりお返しすることがあります。第 4 項による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

① お客さまから解約のお申し出があった場合
② お客さまが手数料を支払わないとき
③ お客さまがこの規定に違反したとき
④ 第 13 条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合
⑤ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

2 前項のほか、次の各号のいずれかに該当すると当行が判断し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの契約を停止し、またはお客さまに通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行は前項に準じて、お客さまの投資信託については振替または換金の手続きを行います。なお、この契約の解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① お客さまが、口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
② お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合
   イ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
   ロ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
   ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
   ニ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
   ホ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的非難されるべき関係を有すること
③ お客さまが、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
   イ 暴力的な要求行為
   ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
   ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
   ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
   ホ その他前各号に準ずる行為

3　前二項による投資信託の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第 13 項第 2 号に基づく解約金等は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。

4　当行は、第 2 項により損害が生じた場合には当該損害額を第 13 条第 1 項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第 13 条第 2 項に準じて解約金等から充当することもできるものとします。

第 18 条（緊急措置）

法令の定めるところにより投資信託の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

第 19 条（免責事項）

当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

①　第 12 条第 1 項による届出の前に生じた損害

②　依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名）と相当の注意をもって照合（ペーパーレス取引においては、当行所定の確認方法により確認）し、相違ないものと認めて投資信託の振替または抹消、その他の取扱いをした上で、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害

③　依頼書に使用された印影（または署名）が届出の印鑑（または署名鑑）と相違するため（または当行所定の確認方法による確認がとれないため）、投資信託の振替をしなかった場合に生じた損害

④　災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害

⑤　前号の事由により投資信託の記録が滅失等した場合、または第 10 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害

⑥　第 18 条の事由により当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

第 20 条（この規定の変更）

この規定は、法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。

2　前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。

3　前二項による変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用するものとします。

第 21 条（合意管轄）

この規定等に基づく取引に関する訴訟、調停、和解その他の紛争解決については、取扱店の所在地の管轄する裁判所のうちから、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

累積投資取引規定

第１条（規程の趣旨）

この規定はお客さまと株式会社沖縄銀行（以下「当行」といいます。）との間の投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）の累積投資取引に関する取り決めです。

第２条（定義）

累積投資取引とは、あらかじめ定められた方法により、お客さまの指定預金口座（投資信託総合取引規定第４条によりご指定いただいた口座をいいます。以下同じ。）から引き落とした金銭または投資信託振替決済口座（以下「振替決済口座」といいます。）に記載または記録されている投資信託の収益分配金の金銭を対価として同一種類の投資信託等の買付注文を継続的に行い、取得することをいいます。

２　投資信託累積投資取引のために、お客さまの金銭を分別する口座を「累積投資口座」といいます。

３　本規定に別段の定めがない取扱いについては「投資信託総合取引規定」「投資信託受益権振替決済口座管理規定」「投資信託定時定額購入取扱規定」「非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資および特定課税未成年者口座管理に関する約款（以下「NISA 約款」といいます。）」「特定口座約款」の定めるところにより取り扱います。

第３条（包括的累積投資契約の申込み）

お客さまが累積投資取引を開始する場合には、当行所定の申込書に必要事項を記入し、署名捺印（または記名捺印）の上、当行に提出することにより、包括的な累積投資契約の申込みを行ってください。お客さまは、当行が承諾した場合に限り累積投資取引を開始することができます。

２　当行は、前項の申込みを受け、当行が承諾した場合には直ちにお客さまの「累積投資口座」を開設いたします。

３　前項にもとづき、累積投資口座を設定した場合には、累積投資口座開設のご案内を遅滞なく送付または交付いたします。

４　当行は、累積投資口座でお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

第４条（個別累積投資契約の申込み）

お客さまが、個別銘柄の累積投資取引を開始するときは、第２条の規定による申込みをした上で、当行所定の申込書に必要事項を記入の上、届出の印章により署名捺印（または記名捺印）し、当行に提出してください。ただし、当行が累積投資取引の対象としていない銘柄については当該申込みをすることはできません。なお、当行が累積投資取引の対象として定める投資信託のうち、NISA 約款に定める特定累積投資勘定（以下「つみたて投資枠」（原則として「未成年者特定累積投資勘定」を含みます。）といいます。）で行う累積投資取引により取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、つみたて投資枠以外で取得のお申込みをすることはできません。

２　累積投資取引のうち投資信託定時定額購入サービスの申込方法等については「投資信託定時定額購入取引規定」によるものとし、つみたて投資枠を利用したお申込みをされる場合には、NISA 約款の規定にも従うものとします。

第 5 条（振替決済口座への記載または記録）

この契約により買い付けられた投資信託は、投資信託受益券振替決済口座管理規定に基づき、お客さまが投資信託受益権についての権利を有するものに限り当行が振替決済口座の管理機関となり、振替決済口座に記載または記録いたします。

第 6 条（買付時期・価額）

当行はお客さまから、この約款に基づく累積投資取引による買い付けの申込があったときは、投資信託総合取引規定その他の約款・規定等の定めるところにより、遅滞なく当該銘柄の買付けを行います。

2　前項の買付価額は原則として、当該目論見書記載の買付約定日の基準価額に当行の目論見書補完書面に記載された当該ファンドの手数料等および消費税を加えた金額といたします。ただし、つみたて投資枠に係る投資信託受益権のお取引については、購入時および解約時に係る手数料はいただいておりません。

3　買付けられた当該銘柄の所有権ならびにその収益分配金または元本に対する請求権は、当該買付けのあった日からお客さまに帰属するものといたします。

第 7 条（収益分配金の再投資）

第 5 条の振替決済口座に記載または記録されている当該銘柄の収益分配金は、お客さまに代わって当行が受領の上、当該お客さまの累積投資口座に繰入れ、その全額から税金等を差し引いた金額をもって、原則として決算日の基準価額により買付けます。なお、この場合、買付けの手数料は無料とします。

2　つみたて投資枠で買付けられた当該銘柄の収益分配金については、前項の規定を適用しない場合があります。

第 8 条（換金方法・時期および価額）

当行は、この契約にもとづく当該銘柄について、お客さまから換金のお申込みを受けたときは、投資信託総合取引規定その他の約款・規定等の定めるところに従い行います。

2　前項の換金は、当行所定の手続きによってこれを行うものとします。この場合、当該投資信託の目論見書に記載された価額により当該投資信託を換金し、当該換金に係る費用等（換金に係る手数料が係る場合は当該手数料およびそれに伴う消費税、信託財産留保額、換金に伴い源泉徴収等がされる場合には当該税金等）を差し引いた金銭を当該投資信託の目論見書に規定する所定の日以後に、お客さまの指定預金口座に入金します。

第 9 条（反社会的勢力との取引謝絶）

この契約は、投資信託総合取引規定第 10 条第 2 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、いずれかに該当する場合には、当行はこの契約の締結をお断りするものとします。

第 10 条（解約）

この契約は、投資信託総合取引規定第 10 条第 1 項または第 2 項のいずれかに該当したとき、または次のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。

①　お客さまから解約の申出があったとき

②　投資信託総合取引規定に関する契約が解約されたとき

③　当行が累積投資業務を営むことができなくなったとき

④　この契約に係る当該銘柄が償還されたとき
⑤　やむを得ない事由により当行が解約を申し出たとき

第 11 条（この規定の変更）
この規定は、法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。
2　前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。
3　前二項による変更は、公表等の際に定める相当の期間を経過した日から適用するものとします。

投資信託定時定額購入取引規定

第１条（規定の趣旨）

この規定はお客さまと株式会社沖縄銀行（以下「当行」といいます。）との投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）の定時定額購入サービス（以下「本サービス」といいます。）に関する取り決めです。お客さまは、本サービス内容を十分に理解し、お客さまの判断と責任において本サービスを利用するものとします。

２　この規定に別段の定めがないときは、「投資信託総合取引規定」「投資信託受益権振替決済口座管理規定」「累積投資取引規定」「非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資および特定課税未成年者口座管理に関する約款（以下「NISA 約款」といいます。)」その他の規定、約款の定めるところにより取り扱います。

３　お客さまが NISA 約款に定める特定累積投資勘定（以下「つみたて投資枠」（原則として「未成年者特定累積投資勘定」を含みます。）といいます。）での買付けをすることができる投資信託の銘柄については、つみたて投資枠以外で取得のお申込みをすることはできません。

第２条（買付銘柄の選定）

本サービスは、毎月、あらかじめ定めた日を買付けの申込受付日とし、あらかじめ指定していただいた投資信託を自動的に買付けするものです。

２　本サービスによって買付けできる投資信託は、当行が選定する銘柄（以下「選定銘柄」といいます。）とします。なお、お客さまがつみたて投資枠で買付けできる投資信託の銘柄および特定非課税管理勘定（以下「成長投資枠」といいます。）で買付けできる投資信託の銘柄については、当行が選定する、当行ホームページに掲載した銘柄のみを選定銘柄とします。

３　お客さまは、選定銘柄の中から１以上の銘柄を指定し買付けの申込みを行うものとします（指定された銘柄を以下「指定銘柄」といいます。）

第３条（申込方法）

お客さまは、当行指定の申込書に必要事項を記入の上、署名・捺印し、これを取扱店に提出することによって本サービスを申し込むものとし、当行が承諾した場合に本サービスを利用できます。なお、当該申込書に捺印する印鑑は投資信託総合取引規定第３条により届出されたお届出印とします（ペーパーレス取引においては、別途定める当行所定の確認方法ならびに手続方法によりサービスを利用できます。)。

２　お申込みにあたっては、累積投資取引規定第３条に定める「累積投資口座」を開設していただきます。ただし、すでに開設済みの場合はこの限りではありません。

第４条（申込内容の変更）

お客さまは、所定の手続きによって当行に申し出ることにより、払込みの休止および申込内容の変更を行うことができます。

２　変更の開始は、毎月 14 日（休日の場合は、翌営業日）の７営業日前から投資信託買付日までの場合は次回分より、それ以外は直近分よりとします。

第５条（払込方法）

お客さまは、投資信託総合取引規定第４条の規定により指定された預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）からの振替により、指定銘柄の投資信託買付資金の払込みを行うものとします。

第６条（払込みの開始・払込期間）

本サービスの申込日が毎月 14 日（休日の場合は、翌営業日）の７営業日前から投資信託買付日までの場合は次回分より、それ以外の場合は直近分より、本サービスの契約は成立いたします。

２　本サービスの払込期間は、定めのないものといたします。

第７条（金銭の払込み）

当行は指定銘柄の買付けにあてるため、毎月１指定銘柄につき、１回あたりあらかじめお客さまが申し出た一定金額の金銭（以下「払込金」といいます。）を毎月 10 日（銀行休業日の場合は翌営業日）に、指定預金口座から自動引き落としさせていただきます。この場合、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および同払戻請求書の提出は不要とします。なお、総合口座貸越、カードローン、当座貸越を利用した引落しは行いません。

２　払込金の金額は、１指定銘柄につき 1,000 円以上 1,000 円の整数倍の金額とします。ただし、お客さまがつみたて投資枠での買付けをする場合、当該指定銘柄の購入の代価の各年ごとの合計額（つみたて投資枠で複数銘柄の買付けを申し込む場合は、申し込む全銘柄の購入の代価の各年ごとの合計額）が 120 万円（未成年者特定累積投資勘定においては 60 万円）を超えるような払込金額の指定はできないものとします。

３　指定預金口座の残高が毎月 10 日（銀行休業日の場合は翌営業日）の引落とし指定日において引落金額に満たない場合は、引落としおよび第８条の取扱いはいたしません。この場合、買付けを行わなかったことにより生じた損害について、当行は責を負いません。なお、引落し不能であった月の翌月の引落しについては、１か月分の引落しのみを行うものとし、当月に買付けを行わなかった分の買付けは行わないこととします。

４　引落日に複数の銘柄について本サービスをお申込みいただいている場合で、指定預金口座の残高が合計引落金額に満たないが、一部の銘柄の引落額以上となる場合は、当該銘柄の買付けを行います。この場合、買付けする銘柄の指定はできず、どの銘柄を買付けするかは当行の任意とします。なお、この場合、当行はお客さまに対して事前の通知を行いません。また、この取扱いによって何らかの損害がお客さまに生じたとしても、当行は責任を負いません。

５　引落日に本サービスを含め、指定預金口座からの引落しが複数あり、その引落しの総額が指定預金口座の残高を超えるときは、そのいずれを引落しするかは、当行の任意とします。

第８条（増額の払込み）

お客さまは、１年に２回まで、払込金の増額ができます。この場合、当行所定の書面（または当行所定の手続き）により届け出てください。

２　増額の払込金の金額は、１銘柄につき 1,000 円以上 1,000 円の整数倍の金額とし、年２回の払込金額は同一といたします。ただし、お客さまがつみたて投資枠での買付けをする場合には、つみたて投資枠で買付しようとする全銘柄についての前条第２項の払込金額と本項の増額金額（第９条第３項に定める買付け手数料 および消費税等を除いた金額とし、当該手数料がゼロの場合は当該増額金額とします。）との各年ごとの合計額が 120 万円（未成年者特定累積投資勘定においては 60 万円）を超えるような増額金額の指定はできません。

第 9 条（買付の方法（時期および価額））

当行は、お客さまからの払込金の受入れをもって、払込みのあった月の 14 日（休業日の場合は、翌営業日）に指定銘柄の買付けの申込みがあったものとして取り扱い、この規定および累積投資取引規定、その他の規定・約款の定めに従って、当該振替日の翌営業日に指定銘柄の買付けを行います。なお、引落口座の残高不足等の理由で、指定銘柄の買付けが行われなかった場合でも、当行からお客さまへの通知は特に行いません。

2　前項の買付価額は指定銘柄の目論見書に定める価額とします。

3　第 1 項の指定銘柄の買付けに手数料や消費税等が必要な場合には、振替金額から差し引くものとします。ただし、つみたて投資枠による指定銘柄のお取引については、販売および解約にかかる手数料はいただいておりません。

4　第 1 項の規定にかかわらず、指定銘柄の買付けの申込みを投資信託委託会社（以下「委託会社」といいます。）が中止または取り消した場合は、翌営業日以降最初に買付けが可能になった日に買付けを行います。

第 10 条（投資信託の振替および収益分配金の再投資）

投資信託の振替および収益分配金の再投資は、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」および「累積投資取引規定」に基づき行うものとします。

第 11 条（取引および残高の通知）

当行は、本サービスに基づくお客さまへの取引明細および残高明細の通知を以下の各号により行うものとします。

①　第 9 条に基づく取引の明細については、毎年 3・6・9・12 月の各末日付けで、その翌月中の時期に期間中の指定銘柄ごとの買付明細および銘柄ごとの買付合計金額、取得合計口数等を記載した「取引残高報告書」により通知します。

②　金銭および残高明細指定銘柄の買付預り金および残高については、前号に規定する「取引残高報告書」に記載してお客さまに通知します。

2　前項の規定にかかわらず、該当取引がない場合には、別途、1 年に 1 回以上取引残高報告書によりお客さまに通知することがあります。

第 12 条（選定銘柄の除外）

選定銘柄が以下の各号のいずれかに該当した場合、当行は当該銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。この場合、当行は、お客さまに遅滞なく通知するものとします。

①　当該銘柄が償還されることとなった場合、もしくは償還された場合

②　その他当行が必要と認める場合

第 13 条（本サービスの停止）

当行は、次の各号に掲げる委託会社および当行のやむを得ない事情により、本サービスを一時的に停止することがあります。

①　委託会社が、指定銘柄の財産資金管理を円滑に行うため、その設定を停止した場合

② 委託会社の登録取消し、営業譲渡等および受託銀行の辞任等により、指定銘柄の設定が停止されている場合
③ 災害・事変その他の不可抗力と認められる事由により、当行が本サービスを行うことができない場合
④ その他、当行がやむを得ない事情により本サービスを停止せざるを得ないと判断した場合

第 14 条（本サービスの解約）

本サービスは、投資信託総合取引規定第 10 条第 1 項または第 2 項のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

① お客さまが当行所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合
② お客さまが「累積投資口座」を解約された場合
③ 当行が本サービスを営むことができなくなった場合
④ 当行が本サービスの解約を申し出た場合（本サービスが解約されると、本サービスに係る預金口座振替契約も解約されます）。
⑤ 第 12 条の規定により指定銘柄が対象銘柄から除外されたとき
⑥ 一定期間指定銘柄の買付けがなされなかった場合

2 お客さまが、NISA 約款の規定に基づき、つみたて投資枠において本サービスの利用をされる場合、次の各号のいずれかに該当したときは、各号に定める日をもって本サービスを解約する旨をお申出いただきます。なお、お客さまが当該解約のお申出をされない場合、本サービスは継続し、当該指定銘柄は特定口座（特定口座を開設済みのお客さまの場合）または一般口座での買付けとなりますが、その場合、当行の裁量により、任意の時期にお客さまから本サービスの解約のお申出があったものとして取り扱うことができることとします。

① お客さまがその年 1 月 1 日において 18 歳未満である年、または出生した日の属する年を口座開設年とする非課税口座開設届出書を提出したが、NISA 約款第 2 条の 2 の規定に基づき、当該非課税口座が租税特別措置法第 37 条の 14 第 18 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合　当該非課税口座が法第 37 条の 14 第 18 項の規定により非課税口座に該当しないこととなったことが判明した日
② NISA 約款第 25 条の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合　非課税口座が廃止される日
③ NISA 約款第 2 条第 8 項または第 11 項の規定により非課税口座が廃止される場合またはつみたて投資枠および成長投資枠が廃止される場合　当該廃止される日

第 15 条（印鑑照合）

変更・解約届け等、各種申込書に使用された陰影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合（ペーパーレス取引においては、当行所定の確認方法により確認）し、相違ないものと認めて取り扱いした場合、それらの書類に、偽造・変造等があってもそのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

第 16 条（その他）

当行はこの契約に基づいてお預りした金銭に対しては、いかなる名目によっても利子をお支払いいたしません。

第 17 条（この規定の変更）

この規定は、法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

2　前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。

3　前二項による変更は、公表等の際に定める相当の期間を経過した日から適用するものとします。

特定口座規定

第１条（規定の趣旨）

この規定は、お客さま（個人のお客さまに限ります。）が株式会社沖縄銀行（以下「当行」といいます。）において租税特別措置法（以下「法」といいます。）第 37 条の 11 の 3 第 1 項に規定する特定口座内保管上場株式等（特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされる上場株式等をいいます。以下同じ。）の譲渡に係る所得計算等の特例の適用を受けるために開設する特定口座に関する事項および当行との権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。なお、この規定において「上場株式等」とは、法第 37 条の 11 第 2 項に規定する上場株式等のうち、国債、地方債および投資信託受益権をいいます。

2　前項のほか、お客さまが法第 37 条の 11 の 6 第 1 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けるために、当行に開設された特定口座（次条第 4 項に定める特定口座源泉徴収選択届出書の提出により開設される「源泉徴収選択口座」に限ります。）における上場株式等の配当等（法第 9 条の 3 の 2 第 1 項に定める「上場株式等の配当等」のうち、国債、地方債の利子および投資信託の収益分配金に限ります。以下同じ。）の受領について、同条第 4 項第 1 号に規定する要件および当行との権利義務関係を明確にすることも目的とします。

3　お客さまと当行の間における各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、諸法令およびこの規定に定めがある場合を除き、投資信託総合取引規定および「投資信託受益権振替決済口座管理規定」、国債の「保護預り規定兼振替決済口座管理規定」その他の約款・規定等の定めるところによるものとします。

第２条（特定口座の開設）

お客さまが、当行に特定口座の開設を申し込むにあたっては、あらかじめ、当行に対し、法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 1 号に定める特定口座開設届出書をご提出いただくものとします。その際、お客さまには、租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき、同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類および運転免許証、住民票の写し、印鑑登録証明書等の確認書類を提示し、お名前、生年月日、ご住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいいます。以下同じです。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただくこととします。

2　お客さまが当行に特定口座を開設するためには、あらかじめ当行に投資信託振替決済口座（投資信託受益権振替決済口座管理規定第 1 条に規定する「振替決済口座」をいいます。）または国債振替決済口座もしくは一般債振替決済口座（以下、各振替決済口座を総称して「振替決済口座」といいます。）を開設することが必要です。

3　お客さまは特定口座を当行に複数開設することができません。

4　お客さまが特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を希望する場合には、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等のときまでに、当行に対し、法第 37 条の 11 の 4 第 1 項に定める特定口座源泉徴収選択届出書を提出していただくものとします。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書につきましては、お客さまから源泉徴収の選択を取りやめる旨のお申し出がない限り、引き続き有効なものとみなします。なお、特定口座内保管上場株式等の譲渡を行った特定口座について、同一年内に源泉徴収選択の変更はできません。

5　お客さまが当行に対して、法第 37 条の 11 の 6 第 2 項および租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第 25 条の 10 の 13 第 2 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定（法第 37 条の 11 の 6 第 4 項第 2 号に規定する上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）において受領されている場合には、前項に規定されるその年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の前であっても、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払いが確定した日以後、当該お客さまは、当該年における特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を希望しない旨の申し出を行うことはできません。

6　第 17 条の規定に基づき特定口座が廃止された場合、同一年に再び当行に特定口座を開設することはできません。

第 3 条（源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出）

お客さまが、法第 37 条の 11 の 6 第 1 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けるためには、当行に前条に規定する特定口座を開設していただくとともに同条第 4 項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書を提出いただき、上場株式等の配当等の支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出しなければなりません。

2　お客さまが、法第 37 条の 11 の 6 第 1 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けることをやめる場合には、上場株式等の配当等の支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して法第 37 条の 11 の 6 第 3 項および施行令第 25 条の 10 の 13 第 4 項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出しなければなりません。ただし、お客さまが特定口座廃止届出書（施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に規定されるものをいいます。以下同じ。）を提出される場合を除きます。

第 4 条（特定保管勘定における振替口座簿への記載または記録）

特定口座に係る上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、特定保管勘定（法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号に定める特定口座に係る振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において行います。

第 5 条（特定上場株式配当等勘定における処理）

第 3 条第 1 項の規定により源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定において処理します。

第 6 条（特定口座を通じた取引）

特定口座を開設したお客さまが、当行との間で行う上場株式等の取引については、お客さまから特段のお申し出がない限り、当行が定める取引を除き、原則として特定口座を通じて行うものとします。

2　前項にかかわらず、法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に定める非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）を開設されているお客さま（購入に係る取引については、その年分の特定非課税管理勘定が当行の非課税口座に設けられているお客さまに限ります。）は、上場株式等（株式投資信託であって、特定非課税管

理勘定に受入れ可能な銘柄に限ります。）の取引を非課税口座に設けられる特定非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択するものとします。

第 7 条（所得金額等の計算）

当行は、特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得金額の計算および源泉徴収選択口座内配当等に係る所得の計算については、法その他関係法令の定めに基づき行います。

第 8 条（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲等）

当行は、お客さまの特定保管勘定において受け入れる上場株式等の範囲を、次に掲げる当行が取り扱う国内公募非上場投資信託受益権（以下「投資信託」といいます）または国債もしくは地方債（以下「公共債」といいます。）に限定します。なお、当行の都合により特定保管勘定でお預かりしないことがあります。

① お客さまが第 2 条第 1 項に定めのある特定口座開設届出書の提出後に、当行が行う募集の取扱いまたは当行への購入申込みにより取得し、その取得後直ちに特定口座に受け入れる投資信託または公共債

② 当行以外の金融商品取引業者等に開設されているお客さまの特定口座に受け入れられている投資信託または公共債の全部もしくは一部（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）を所定の方法により当行の当該お客さまの特定口座に移管することにより受け入れるもの（ただし、当行が取扱いしていない銘柄等は受入れしません。）

③ お客さまが贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。）により取得した投資信託または公共債で、当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者（以下「被相続人等」といいます。）が当行に開設していた特定口座で管理されていた投資信託、もしくは公共債、または被相続人等が当行に開設していた非課税口座で管理されていた株式投資信託、または被相続人等が開設していた特定口座以外の口座に係る振替口座簿に記載または記録がされていた投資信託もしくは公共債で引き続きこれらの口座に係る振替口座簿に記載または記録がされているものであって、当行所定の方法によりお客さまの当行の特定口座（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）に移管されたもの

④ お客さまが、施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項の規定により開設された出国口座に係る振替口座簿に引き続き記載または記録がされている投資信託または公共債で、お客さまからの出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出により当該出国口座から特定口座への移管により、そのすべてを受け入れるもの

⑤ お客さまが当行に開設されている特定口座で管理されている投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る投資信託の特定口座への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの

⑥ お客さまが当行に開設する非課税口座、または当行に開設する法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座で管理されていた株式投資信託で、所定の方法により、お客さまが当行に開設される特定口座へ移管により受け入れるもの（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）

第 9 条（源泉徴収選択口座で受け入れる上場株式等の配当等の範囲）

当行は、お客さまさまの源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、法第 9 条の 3 の 2 第 1 項に規定する投資信託の収益分配金または公共債の利子で同項の規定に基づき当行により所得税等を徴収するもの（当該源泉徴収選択口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載または記録がされている投資信託または公共債に係るものに限ります。）のみを受け入れます。

2　当行が支払いの取扱いをする前項の投資信託の収益分配金または公共債の利子のうち、当行が株式投資信託の収益分配金または公共債の利子をその支払いをする者から受け取った後直ちにお客さまに交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

第 10 条（譲渡の方法）

特定保管勘定において記載または記録がされている上場株式等の譲渡については、当行に対して譲渡する方法または当該譲渡に係る金銭の交付が当行の本支店を経由して行われる方法により行うものとします。

第 11 条（特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知）

特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しがあった場合、当行は、お客さまに対し、施行令第 25 条の 10 の 2 第 11 項第 1 号の定めるところにより当該払出しの通知を書面により行います。

第 12 条（源泉徴収および地方税の徴収方法）

当行は、お客さまが特定口座源泉徴収選択届出書において「源泉徴収あり」を選択いただいた場合、および源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出いただいた場合には、法第 37 条の 11 の 4 、地方税法第 71 条の 51 その他関係法令の規定に基づき、所得税および復興特別所得税（防衛特別所得税を含みます。以下同じです。）の源泉徴収および株式等譲渡所得割の特別徴収を行います。

2　源泉徴収および特別徴収は投資信託総合取引規定第 4 条、または保護預り規定兼振替決済口座管理規定（取引残高報告書式）第 6 条の規定により指定する指定預金口座からの引落しにより行います。指定預金口座からの引落しの際には、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、普通預金通帳および同払戻請求書または小切手の提出は省略するものとします。

第 13 条（還付）

当行は、前条により源泉徴収および特別徴収した税金について還付を行う場合、還付金はお客さまがあらかじめ指定した投資信託取引または公共債取引における指定預金口座へ入金します。

第 14 条（上場株式等の移管）

当行は、第 8 条第 2 号、第 4 号、第 6 号に規定する移管および当行の特定口座から他の金融機関の特定口座への移管については、関係法令に基づき取り扱います。

第 15 条（贈与、相続または遺贈による特定口座への受入れ）

当行は、第 8 条第 3 号に規定する贈与、相続または遺贈による投資信託または公共債等の受入れについては、関係法令等の定めるところにより行います。その際、お客さまには当行に対して相続上場株式等移管依頼書を提出していただくものとします。

第 16 条（特定口座年間取引報告書の送付）

当行は、法第 37 条の 3 第 7 項の定めるところにより、特定口座年間取引報告書を作成し、翌年 1 月 31 日までにお客さまに交付します。なお、法第 37 条の 11 の 3 第 8 項の定めるところにより、その年中に、お客さまの特定口座において上場株式等の譲渡取引または配当等の受入れがなかった年の特定口座については、特定口座年間取引報告書は交付いたしません。ただし、お客さまから請求があった場合は、この限りで

はありません。また、第 17 条の規定により特定口座が廃止された場合には、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客さまに交付します。

2　お客さまが特定口座をお申込の際、当行は特定口座年間取引報告書 2 通を作成し、1 通をお客さまへ交付し、1 通は所轄の税務署に提出します。

第 17 条（特定口座の廃止）

この契約は、投資信託総合取引規定第 10 条第 1 項もしくは第 2 項のいずれかに該当したとき、もしくは保護預り規定兼振替決裁口座管理規定（取引残高報告書式）第 21 条のいずれかに該当したとき、または次の各号のいずれかに該当した場合に直ちに解約され、当該解約に伴いお客さまの特定口座は廃止されるものとします。

①　お客さまが当行に対して施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき。ただし、当該特定口座廃止届出書の提出があった日前に支払いの確定した上場株式等の配当等で提出を受けた日において当行がお客さまに対してまだ交付していないもの（源泉徴収選択口座に受け入れるべきものに限ります。）があるときは、当該特定口座廃止届出書は、当行がお客さまに対して当該上場株式等の配当等の交付をした日（2 回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をする場合には、これらの交付のうち最後に交付をした日）の翌日に提出されたものとみなします。

②　お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないことになったとき。この場合、施行令第 25 条の 10 の 5 第 1 項により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなします。

③　施行令第 25 条の 10 の 8 に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき

④　その他やむを得ない事由により、当行が解約をするとの判断をし、解約を申し出たとき

2　前項の規定に基づき特定口座が廃止されたときは、第 3 条の規定により源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出がされていたとしても、源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例は適用されません。

第 18 条（出国口座等）

前条第 2 項に該当することとなるお客さまは、施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項に定める要件を満たす場合、出国前に当行の特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされていた上場株式等のすべてにつき、当行に開設される出国口座に係る振替口座簿に引き続き記載または記録をすることにより、帰国後、当行に再び開設される特定口座に当該上場株式等を移管することができます。

2　前項に定める取扱いを希望されるお客さまは、出国前に特定口座　継続適用届出書を当行に提出し、帰国後、特定口座開設届出書および出国口座内保管上場株式等移管依頼書を当行に提出していただく必要があります。

第 19 条（届出事項の変更）

第 2 条に基づく特定口座開設届出書の提出後に、お客さまのお名前、ご住所、個人番号など当該特定口座開設届出書の記載事項に変更があったときには、施行令第 25 条の 10 の 4 の規定により、お客さまは遅滞なくその旨を記載した特定口座異動届出書を当行にご提出いただくこととします。なお、その変更がお名

前、ご住所または個人番号に係るものであるときは、個人番号カードおよび運転免許証、住民票の写し、印鑑登録証明書等の確認書類を提示し、確認を受けていただくこととします。

2　特定口座を開設している当行の本支店の変更（移管）があったときは、施行令第 25 条の 10 の 4 の規定により、遅滞なく特定口座異動届出書を当行にご提出いただくものとします。

第 20 条（法令・諸規則等の適用）

この規定に定めのない事項については、第 1 条第 3 項の規定によるほか、法、地方税法、関係政省令、および諸規則等に従って取り扱うものとします。

第 21 条（免責事項）

お客さまが第 19 条の変更手続きを怠ったこと、その他の当行の責めに帰すべきでない事由により、特定口座に係る税制上の取扱いおよびこの規定の変更等に関しお客さまに生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。

第 22 条（規定の改訂）

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。

2　前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。

3　前二項による変更は、公表等の際に定める相当の期間を経過した日から適用するものとします。

第 23 条（合意管轄）

お客さまと当行との間のこの規定に基づく取引に関する訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資
および特定課税未成年者口座管理に関する約款

第１章　総則

第１条（約款の趣旨）

この約款は、お客さまが租税特別措置法（以下「法」といいます。）第９条の８に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および法第 37 条の 14 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「特例」といいます。）の適用を受けるため、株式会社沖縄銀行（以下「当行」といいます。）に開設する非課税口座について、法第 37 条の 14 第５項第２号、第４号、第６号および第 10 号に規定する要件および当行との権利義務関係を明確にするために定めるものです。

２　お客さまが当行で、この約款に基づき、法第 37 条の 14 第５項第６号に規定する「特定非課税累積投資契約」を締結されるには、あらかじめ「累積投資取引規定」に基づき累積投資取引をお申込みいただくとともに、「投資信託定時定額購入取扱規定」に基づき定時定額購入サービスをお申込みいただくことが必要です。

３　お客さまと当行との間における、非課税口座における取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、各種法令およびこの約款に定めがある場合を除き、当行が制定している投資信託に関する各種規定・約款の定めによるものとします。この約款と、当行の「累積投資取引規定」「投資信託定時定額購入取引規定」その他の当行が定める各種規定・約款等と内容が異なる場合には、この約款が優先するものとします。

第２章　非課税口座の管理

第２条（非課税口座開設届出書等の提出）

お客さまが特例の適用を受けるため当行に新たに非課税口座を開設しようとする場合には、法第 37 条の 14 第５項の規定に基づき、「非課税口座開設届出書」に必要事項を記載の上、当行に提出してください。

２　前項にかかわらず、お客さまが、すでに当行以外の金融商品取引業者等に非課税口座を開設している場合に、当行に新たに非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」（法第 37 条の 14 第５項 11 号に規定するものをいいます。以下同じです。）または非課税口座廃止通知書（法第 37 条の 14 第５項第 12 号に規定するものをいいます。以下も同じです。）（以下併せて「廃止通知書」といいます。）も提出してください。

３　お客さまが、第１項または前項の規定に基づき、当行に「非課税口座開設届出書」を提出する場合には、当行の定める一定の書類（個人番号カード、運転免許証、住民票の写し、その他一定の書類）を提示または提出し、氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第 25 条の 13 第 44 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。

４　お客さまが、すでに当行に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる上場株式等につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）および特定非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる上場株式等につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）（以下併せて「勘定」といいます。）を再設定しようとする場合には、再設定しようとする前年 10 月１日から再設定年の９月 30 日までの間に廃止通知書を提出してください。

5　第 1 項または第 2 項の規定に基づき、非課税口座開設届出書が提出された場合には、その提出された日において非課税口座が開設され、前項の規定に基づき廃止通知書が提出された場合には、その提出された日において当該非課税口座に勘定が設定されます。

6　第 1 項、第 2 項または前項の規定にかかわらず、お客さまが、当行以外の金融商品取引業者等に開設していた非課税口座を廃止された場合または当該非課税口座に設定されたいた勘定を廃止された場合において、当該非課税口座または勘定を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の 10 月 1 日以降でなければ、非課税口座開設届出書や廃止通知書等の書類を受理することができません。

7　「非課税口座」を当行以外の他の金融商品取引業者等に開設し、もしくは開設していたお客さまは「非課税口座開設届出書」を当行に提出することはできません。ただし、「廃止通知書」を添付する場合この限りではありません。

8　お客さまが特例の適用を受けることをやめる場合には、法第 37 条の 14 第 22 項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。

9　当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客さまに法第 37 条の 14 第 5 項第 12 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。

①　1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に受けた場合　　非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の勘定が設けられていたとき

②　10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に受けた場合　　非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の勘定が設けられることとなっていたとき

10　お客さまが当行の非課税口座に設けられるべき勘定（特定累積投資勘定のうち、お客さまがその年 1 月 1 日において 18 歳未満である年および出生した日の属する年の各年において設けられる勘定（以下「未成年者特定累積投資勘定」といいます。）を除きます。以下この項および次項において同じ。）を他の金融商品取引業者等に設けようとする場合は、非課税口座に勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から設定年の 9 月 30 日までの間に、法第 37 条の 14 第 19 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。

11　当行は、前項の変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る勘定が既に設けられている場合には当該勘定を廃止し、お客さまに法第 37 条の 14 第 5 項第 11 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。

第 2 条の 2（非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い）

お客さまが当行に対して非課税口座開設届出書の提出（「非課税口座開設届出書」に加えて廃止通知書の提出をした場合を含みます。）をし、当行において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座および当該非課税口座に設定した勘定（未成年者特定累積投資勘定を除きます。）が重複していることが判明し、当該非課税口座が法第 37 条の 14 第 18 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、および当該勘定が同条第 28 項の規定により特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座並びに特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定で行っていた取引については、その開設または設定のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、

当行において速やかに特定口座への移管を行うこととといたします（非課税口座開設届出書の提出時に特定口座開設済みのお客さまに限ります。次項において同じです。）。

2　お客さまが当行に対して廃止通知書の提出をし、当行に開設していた非課税口座に勘定（未成年者特定累積投資勘定を除きます。）の設定をした後に、当該勘定が重複していることが判明し、当該勘定が法第 37 条の 14 第 28 項の規定により特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その勘定の設定のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当行において速やかに特定口座への移管を行うこととといたします。

第 3 条（特定累積投資勘定の設定）

お客さまが特例の適用を受けるための特定累積投資勘定は、2024 年（未成年者特定累積投資勘定である場合には、2027 年）以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。

2　前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日（非課税口座開設届出書（廃止通知書が添付されたものを除きます。）が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、これらの書類の提出があった日（勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前に提供があった場合には、同日）に設けられます。

3　未成年者特定累積投資勘定を当行に設けている場合、お客さまがその年 1 月 1 日において 18 歳の年を迎えるまでの間において、非課税口座を廃止することなく当行以外の金融商品取引業者等に未成年者特定累積投資勘定を設けることはできません。

第 3 条の 2（特定非課税管理勘定の設定）

特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定は第 3 条の特定累積投資勘定（未成年者特定累積投資勘定を除きます。）と同時に設けられます。

第 4 条（非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定における処理）

非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。

2　非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。

3　特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理いたします。

第 5 条（特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

当行は、お客さまの非課税口座に設けられる特定累積投資勘定には、お客さまが当行と締結した累積投資契約（当行の「累積投資取引規定」「投資信託定時定額購入取引規定」に基づく契約をいいます。以下同じです。）に基づいて取得した次の各号に定める株式投資信託（法第 37 条の 14 第 1 項第 2 号イおよびロに掲げる国内非上場公募株式投資信託のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該委託者指図型投資信託約款において施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。ただし、「（非課税口座）継続

適用届出書」の提出をしたお客さまが出国した日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした株式投資信託で第1号に掲げるものを除きます。) のみを受け入れます。

① 第3条第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（この項および第21条、第22条において「受入期間」といいます。) に受け入れた株式投資信託の取得対価の額（購入の代価の額をいいます。) の合計額が120万円（当該特定累積投資勘定が未成年者特定累積投資勘定である場合には60万円) を超えないもの（次に掲げる特定累積投資勘定の区分に応じ、それぞれ次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該株式投資信託を除きます。)

イ 未成年者特定累積投資勘定以外の特定累積投資勘定　当該株式投資信託を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において当該非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定に受け入れた株式投資信託の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている株式投資信託の購入の代価の額等をいいます。) の合計が1,800万円を超える場合

ロ 未成年者特定累積投資勘定　当該株式投資信託を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該受入期間内に受け入れた株式投資信託の取得対価の額の合計額および当該未成年者特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の前年に未成年者特定累積投資勘定に受け入れている株式投資信託の購入の代価の額等の合計額が600万円を超える場合

② 当該特定累積投資勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る株式投資信託の特定累積投資勘定への受入れを、振替口座簿に記載またまたは記録をする方法により行うもの

2 前項の規定に基づき、特定累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の取引については、販売および解約に係る手数料（定期譲渡等契約に基づく定期的に継続した譲渡または一部解約のために要する実費相当額の手数料を除きます。)、並びに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料（認定クラウド事業者利用料の実費相当額を除きます。) はいただいておりません。

第5条の2（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

当行は、お客さまの非課税口座に設けられる特定非課税管理勘定においては、次の各号に定める株式投資信託（国内非上場公募株式投資信託に限ります。) のみを受け入れます。

① お客さまが、第3条の2に基づき特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当行が行う有価証券の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。) の取扱いにより取得をした株式投資信託で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた株式投資信託の取得対価の額（購入の代価をいいます。) の合計額が240万円を超えないもの（当該株式投資信託を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときを除きます。)

イ 当該合計額および特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定に前年末に受け入れている株式投資信託の購入の代価の額等をいいます。) の合計額が1,200万円を超える場合

ロ 当該期間内の取得対価の額の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている株式投資信託の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合

② 当該特定非課税管理勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る株式投資信託の特定非課税管理勘定への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの

2　特定非課税管理勘定には、次の各号のいずれかに該当する株式投資信託を受け入れることができません。

①　当該株式投資信託の委託者指図型投資信託約款において法人税法第 61 条の 5 第 1 項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（施行令第 25 条の 13 第 15 項第 2 号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの

②　委託者指図型投資信託約款に、次の定めがあるもの以外のもの

イ　信託契約期間を定めないことまたは 20 年以上の信託契約期間が定められていること

ロ　収益の分配は、1 か月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ信託の計算期間ごとに行うこととされていること

第 6 条（譲渡の方法）

お客さまは、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載または記録がされている株式投資信託の譲渡については、当行に対して譲渡する方法または当該譲渡に係る金銭の交付が当行本支店を経由して行われる方法により行うものとします。

第 7 条（未成年者特定累積投資勘定の管理）

未成年者特定累積投資勘定に記載または記録託がされる株式投資信託は、お客さまがその年の 3 月 31 日において 18 歳である年（以下「基準年」といいます。）の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。

①　当該株式投資信託の当該非課税口座から他の保管口座（特定口座または一般口座）への移管（次に掲げる年の区分に応じてそれぞれ次に定める移管を除きます。）を行わないこと

イ　お客さまがその年の 3 月 31 日において 12 歳である年（以下「特定基準年」といいます。）の前年以降の各年　　災害、疾病その他の施行令第 25 条の 13 第 31 項で定めるやむを得ない事由による移管または返還で、当該非課税口座および特定課税未成年者口座に記載または記録もしくは預入れがされている株式投資信託および金銭について行うもの（以下「災害時による返還等」といいます。）

ロ　お客さまの特定基準年以後の各年　　イに定める移管または返還およびお客さまが当行に対し当該株式投資信託を非課税口座から他の保管口座へ移管を依頼する旨、当該移管の起因となる事由（お客さまの教育費または生活費の支払いに充てるためのものに限ります。）等を記載した書類の提出をした場合における当該移管

②　当該株式投資信託の第 6 条に規定する方法以外の方法による譲渡で法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する投資信託終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限ります。）または贈与をしないこと。

③　当該株式投資信託の譲渡の対価（その額が法第 37 条の 11 第 4 項の規定によりこれらの規定に規定する株式投資信託に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。）または当該株式投資信託に係る分配金として交付を受ける金銭（株式投資信託に係る同法第 9 条の 8 第 1 項に規定する分配金で、当行が国内における同項に規定する支払いの取扱者ではないものおよび前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭で、その交付が当行を経由して行われないものを除きます。）は、その受領後直ちに当該特定課税未成年者口座に預入れすること

第 8 条（非課税口座および特定未成年者口座の廃止）

前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該非課税口座および当該非課税口座と同時に設けられた特定課税未成年者口座を廃止いたします。

第 9 条（非課税口座内上場株式等である株式投資信託の払出しに関する通知）

法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定または累積投資勘定から株式投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合、当行は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった株式投資信託を取得した者）に対し、当該払出しのあった株式投資信託の法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面により通知いたします。

2　法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定から株式投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、次項に規定するもの、施行令第 25 条の 13 第 26 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由により取得する株式投資信託で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった株式投資信託を取得した者）に対し、当該払出しがあった株式投資信託の法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面により通知いたします。

3　未成年者特定累積投資勘定から株式投資信託の全部または一部の払出しでお客さまの基準年の前年 12 月 31 日までに生じたもの（振替によるものを含むものとし、特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（施行令第 25 条の 13 第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由により取得する株式投資信託で未成年者特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、未成年者特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該未成年者特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった株式投資信託を取得した者）に対し、当該払出しがあった株式投資信託の法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面により通知いたします。

5　法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定から株式投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、施行令第 25 条の 13 第 30 項において準用する施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する株式投資信託で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客さま

（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった株式投資信託を取得した者）に対し、当該払出しがあった株式投資信託の法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面により通知いたします。

第 10 条（非課税管理勘定終了時の取扱い）

非課税管理勘定は、その設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過した日において終了します（第 2 条第 11 項または施行令第 25 条の 13 の 2 第 3 項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。）。

2　前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。なお、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

①　お客さまから非課税管理勘定の終了する年の当行が定める日までに当行に対して施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当行に特定口座を開設していない場合　一般口座への移管

②　前各号に掲げる場合以外の場合　特定口座への移管

3　第 1 項の終了時点で非課税管理勘定に係る株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。

①お客さまが当行に特定口座を開設していない場合または特定口座を開設している場合でお客さまから当行に対して施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合　一般口座へ移管

②前号に掲げる場合以外の場合　特定口座へ移管

第 10 条の 2（累積投資勘定終了時の取扱い）

この約款に基づき設定した累積投資勘定は、その設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 20 年を経過した日において終了します（第 2 条第 11 項または施行令第 25 条の 13 の 2 第 3 項の規定により廃止した累積投資勘定を除きます。）。

2　前項の終了時点で、累積投資勘定に係る株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。なお、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

①　お客さまから累積投資勘定の終了する年の当行が定める日までに当行に対して施行令第 25 条の 13 第 18 項において準用する施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当行に特定口座を開設していない場合　一般口座への移管

②　前号に掲げる場合以外の場合　特定口座への移管

第 11 条（特定累積投資勘定を設定した場合の定期的な所在地確認）

当行は、お客さまが当行に開設する非課税口座に特定累積投資勘定（未成年者特定累積投資勘定を含みます。以下この条において同じ。）を設定している場合において、当行の定める方法により、お客さまの所在地の変更有無を定期的に確認いたします。

2　前項の場合において、当行の定める一定期間内にお客さまの所在地の確認ができなかった場合には、当該一定期間が経過してからお客さまの所在地の確認ができるまでの間、お客さまの非課税口座に係る特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定への株式投資信託の受入れを停止させていただきます（分配金再投資による受入れを含み、施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に掲げる事由による株式投資信託の受入れを除きます）。

3　前二項の場合において、お客さまの非課税口座に係る特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定への株式投資信託の受入れを停止した場合には、その旨を所轄税務署に報告いたします。

第 3 章　特定課税未成年者口座の管理

第 12 条（特定課税未成年者口座の設定）

お客さまがその年 1 月 1 日において 18 歳未満である年または出生した年において、特定課税未成年者口座（お客さまが当行に開設している預金口座、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。）は、非課税口座と同時に設けられます。

第 13 条（課税管理勘定における処理）

お客さまがその年 1 月 1 日において 18 歳未満である年または出生した年において、金銭の預入れは、特定課税未成年者口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき預入れがされる金銭につき、当該預入れに関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。

第 14 条（課税管理勘定の金銭等の管理）

特定課税未成年者口座に預入れがされる金銭は、お客さまの基準年の前年 12 月 31 日までは、当該金銭を当該特定課税未成年者口座から払出し（次に掲げる年の区分に応じそれぞれ次に定める払出しを除きます。）をすることはできません。

①　お客さまの特定基準年の前年以前の各年　非課税口座に記載または記録がされる株式投資信託の取得のためにする払出しおよび当該株式投資信託につき災害等による払出し（非課税口座に記載または記録がされる株式投資信託につき災害等による返還等がされる場合の当該金銭の払出しをいいます。以下同じ。）がされる場合の当該金銭の払出し

②　お客さまの特定基準年以後の各年　前号に定める払出しおよびお客さまが当行に対し当該株式投資信託に係る当該金銭の払出しを依頼する旨、当該払出しの起因となる事由（お客さまの教育費または生活費の支払いに充てるためのものに限ります。）等を記載した書類の提出をした場合における当該払出し

第 15 条（非課税口座および特定課税未成年者口座の廃止）

前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による払出しが生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該特定課税未成年者口座および当該特定課税未成年者口座と同時に設けられた非課税口座を廃止します。

第 16 条（契約不履行等事由が発生した場合の遡及課税の取扱い）

お客さまの基準年の前年 12 月 31 日までに契約不履行等事由（第 7 条もしくは第 14 条に掲げる要件に該当しない事由が生じたことまたは非課税口座もしくは特定課税未成年者口座の廃止（災害等による返還が生じ

たことによるものおよび出国による非課税口座の廃止を除きます。）をしたことをいいます。以下、この条において同じです。）が生じた場合には、過去に非課税で支払われた分配金や過去に非課税とされた譲渡益等について、非課税の取扱いがなかったものとみなし、次に定めるところにより、課税関係が生ずるものとします。

① 当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払いを受けるべき非課税口座内上場株式等であった株式投資信託の分配金については、法第 9 条の 8 第 1 項第 3 号の規定の適用がなかったものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時において当該非課税口座内上場株式等であった株式投資信託の分配金の支払いがあったものとみなして課税いたします。

② 当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に非課税とされた非課税口座内上場株式等であった株式投資信託の譲渡益については、法第 37 条の 14 第 1 項および第 2 項の適用がなかったものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座内上場株式等であった株式投資信託の特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があったものとみなして課税いたします。

③ 当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に当該非課税口座内上場株式等であった株式投資信託の他の保管口座への移管については、当該移管があった時における含み益について課税いたします。

④ 当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座に係る振替口座簿に記載または記録がされている非課税口座内上場株式等であった株式投資信託については、当該契約不履行等事由が生じたことによる非課税口座の廃止に伴う払出しが行われ、当該払出し時における含み益について課税いたします。

第 4 章　口座への入出金等

第 17 条（非課税口座および特定課税未成年者口座における入出金等の処理）

お客さまが 18 歳を迎えるまでの間に、非課税口座における取引に係る入金および特定課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客さま本人に帰属する資金により行うこととし、入金はお客さま名義の当行預金口座からの入金によることとします（お客さまには特定課税未成年者口座である当行預金口座への入金のための預金口座を別途当行に開設していただきます。）。

2　お客さまの基準年の前年 12 月 31 日までに、お客さまが非課税口座から株式投資信託の移管または特定課税未成年者口座から金銭の出金を行う場合には、次に定める取扱いとなります。

① 当行に開設されているお客さま名義の課税口座（特定口座または一般口座）への移管

② お客さま名義の特定課税未成年者口座以外の預金口座への出金

3　前項各号に定める出金等を行うことができる者は、お客さままたはお客さまの法定代理人に限ることとします。

4　お客さまの法定代理人が第 2 項の移管または出金（法第 37 条の 14 第 5 項第 6 号ホ（1）(ii) に規定する他の保管口座への株式投資信託の移管または同項第 10 号ロ（2）に規定する金銭の払出し（災害等による返還等を除きます。）に限ります。）を行う場合には、当行は当該移管または出金に関してお客さまの同意がある旨を確認することとします。

5　やむを得ない事由により、前項に定める同意を確認できない場合には、当行は当該移管に係る株式投資信託または払出しに係る金銭がお客さま本人のために用いられることを確認することとします。

6　お客さま本人が第 2 項に定める株式投資信託の移管または金銭の出金を行う場合には、お客さまの法定代理人の同意（同意書の提出を含む）が必要になります。

第 5 章　運用管理者の届出等

第 18 条（運用管理者の届出）

非課税口座および特定課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当行に対して、運用管理者となる法定代理人の届出を行っていただく必要があります（当行では法定代理人以外の者は運用管理者になることはできません）。

2　お客さまが前項により届け出た運用管理者を変更しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、運用管理者の変更の届出を行っていただく必要があります。

3　お客さまが成年に達した後も当該運用管理者が非課税口座および特定課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。

第 19 条（法定代理人の変更）

お客さまの法定代理人に変更があった場合には、直ちに当行に届出を行っていただく必要があります。

第 6 章　その他の通則

第 20 条（12 歳を迎えた場合の取引残高の通知）

お客さまがその年 1 月 1 日において 12 歳の年を迎えた場合には、当行は非課税口座および特定課税未成年者口座に関する取引残高をお客さま本人に通知いたします。

第 21 条（お客さまが成年を迎えた場合の通知）

お客さまがその年 1 月 1 日において 18 歳の年を迎えた場合には、同年 1 月 1 日付でお客さまの開設している非課税口座が 18 歳以上の者を対象とする非課税口座へ移行することに伴い、移行時点の非課税口座および特定課税未成年者口座に関する取引残高並びに次に掲げる事項をお客さま本人に通知いたします。

①　同日以後に設定される特定累積投資勘定において、受入期間内に受け入れることができる株式投資信託の取得対価の合計額の上限が 60 万円から 120 万円に変更されること

②　同日以後、特定累積投資勘定の設定と同時に特定非課税管理勘定が設けられること

③　非課税保有限度額の上限が 600 万円から 1,800 万円（うち特定非課税管理勘定に係る上限は 1,200 万円）に変更されること

第 22 条（非課税口座での取引である旨のお申し出）

お客さまが受入期間内に、当行が行う募集の取扱いにより取得した株式投資信託を非課税口座に受け入れようとされる場合には、当該取得に係る注文等を行う際に、当行に対して非課税口座での取引である旨お申し出いただきます。当該お申し出がない場合は、特定口座または一般口座に受け入れさせていただきます（特定口座による取引は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限ります。）。

2　お客さまが非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡されるに際して、非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の株式投資信託を保有されている場合には、非課税口座でのお取引である旨をお申し出いただくものとします。なお、お客さまが当行の非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡される場合には、先に取得されたものから譲渡することとさせていただきます。

3　投資信託定時定額購入申込書・変更・解除兼申込確認書を当行に提出し、投資信託定時定額購入規定に基づき、お客さまがあらかじめ指定する銘柄の株式投資信託を取得される場合（特定非課税累積投資契約に基

づき特定累積投資勘定に受け入れる場合を除き、分配金再投資を含みます。)、買付優先区分を「非課税口座（NISA）として指定している場合には非課税口座優先で買付けを行います。

4　前項の投資信託定時定額購入の申込みをされている場合に、非課税口座を廃止されると、特定口座を開設されている場合は特定口座で、開設されていない場合は一般口座で買付けを行います（投資信託定時定額購入申込書・変更・解除兼申込確認書を当行へ提出し、積立投信契約の解除を行わない限り、買付けは引き続き行われます)。

第 23 条（非課税口座年間取引報告書の送付）

当行は、法第 37 条の 14 第 41 項および施行令第 25 条の 13 の 7 の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年 1 月 31 日までに所轄税務署長に提出します。

第 24 条（届出事項の変更）

「非課税口座開設届出書」の提出後に、当行にお届出いただいたご氏名、ご住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときには、お客さまは遅延なく非課税口座異動届出書（施行令第 25 条の 13 の 2 第 1 項に規定されるものをいいます。）により当行にお届出いただくこととします。また、その変更がご氏名、ご住所または個人番号に係るものであるときは、お客さまには、個人番号カード、運転免許証、住民票の写しその他一定の書類をご提示いただきます。

2　非課税口座を開設している当行の本支店の変更（移管）があったときは、施行令第 25 条の 13 の 2 第 4 項の規定により、遅延なく非課税口座移管依頼書を当行にご提出いただくものとします。

第 25 条（契約の解除）

この契約は、投資信託受益権振替決済口座管理規定第 17 条のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除され、お客さまの非課税口座は廃止されるものとします。

①　お客さままたは法定代理人が当行に対して法第 37 条の 14 第 22 項に定める「非課税口座廃止届出書」をご提出されたとき　　当該提出日

②　法第 37 条の 14 第 5 項第 6 号へに規定する非課税口座等廃止事由または同項第 10 号ハに規定する特定課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合　　法第 37 条の 14 第 33 項第 1 号の規定によりお客さまが「非課税口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた日

③　法第 37 条 14 第 29 項第 1 号に定める「(非課税口座）継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに法第 37 条の 14 第 31 項に定める「(非課税口座）帰国届出書」の提出をしなかった場合　　法第 37 条の 14 第 33 項第 3 号の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5 年経過する日の属する年の 12 月 31 日）

④　お客さまが当行に対して法第 37 条の 14 第 29 項第 2 号に定める出国届出書をご提出されたとき　　出国日

⑤　非課税口座を開設しているお客さまが、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったときに「(非課税口座）継続適用届出書」を提出した場合を除く）　　法第 37 条の 14 第 33 項第 2 号の規定により「非課税口座廃止届出書」を提出があったものとみなされた日

⑥　施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合　　当該非課税口座開設者が死亡した日

⑦　やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき　　当行が定める日

第 26 条（免責事項）

お客さまが第 24 条の変更手続きを怠ったこと、その他の当行の責めによらない事由により、非課税口座に係る税制上の取扱い等に関しお客さまに生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。

第 27 条（約款の変更）

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。

2　前項によるこの約款の変更は、変更を行う旨および変更後の約款の内容並びにその効力発生時期を店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。

3　前項の変更は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款

第 1 章　総則

第 1 条（約款の趣旨）

この約款は、租税特別措置法（以下「法」といいます。）第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座および同項第 5 号に規定する課税未成年者口座を開設する者（以下「お客さま」といいます。）が、同法第 9 条の 9 に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および同法第 37 条の 14 の 2 に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税（以下「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社沖縄銀行（以下「当行」といいます。）に開設された未成年者口座および課税未成年者口座について、同法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号および第 6 号に規定する要件および当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。

2　当行は、この約款に基づき、お客さまとの間で法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号に規定する「未成年者口座管理契約」および同項第 6 号に規定する「課税未成年者口座管理契約」（以下、両者を合わせて「本契約」といいます。）を締結します。

3　お客さまと当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、その他約款・規定その他の当行が定める契約条項および法その他の法令によります。

第 2 章　未成年者口座の管理

第 2 条（未成年者口座廃止届出書等の提出）

お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出してください。

第 3 条（継続管理勘定の設定）

未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等につき、当該記載または記録に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）は、2024 年から 2028 年までの各年（お客さまがその年の 1 月 1 日において 18 歳未満である年に限ります。）の 1 月 1 日に設けられます。

第 4 条（非課税管理勘定および継続管理勘定における処理）

未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、当該記載または記録に係る口座に設けられた非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等（法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第 15 条から第 17 条、第 19 条および第 25 条第 1 項を除き、以下同じです。）（以下「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載または記録に関する記録を他の取引に関する記録として行うための勘定をいいます。以下同じです。）または継続管理勘定において処理いたします。

第 5 条（未税年者口座に受け入れる上場株式等の範囲）

当行は、お客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる国内非上場公募株式投資信託（以下「株式投資信託」といいます。）のみを受け入れます。

① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる株式投資信託で、お客さまが当行に対し、租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第 3 項第 1 号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる株式投資信託（②に掲げるものを除きます。）で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が 80 万円（②により受け入れた株式投資信託があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

② 租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第 25 条の 13 の 8 第 4 項により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日（以下「5 年経過日」といいます。）の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる株式投資信託（この場合、「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出する必要はありません。）

③ 施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する株式投資信託

第 6 条（譲渡の方法）

非課税管理勘定または継続管理勘定において振替口座簿への記載または記録がされている株式投資信託の譲渡は、当行に対してする方法、または法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

第 7 条（課税未成年者口座等への移管）

未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。

① 非課税管理勘定に係る 5 年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る株式投資信託（第 5 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号の移管がされるものを除く）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管

イ 5 年経過日の属する年の翌年 3 月 31 日においてお客さまが 18 歳未満である場合　当該 5 年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管

ロ イに掲げる場合以外の場合　当該 5 年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管

② お客さまがその年の 1 月 1 日において 18 歳である年の前年 12 月 31 日において有する継続管理勘定に係る株式投資信託　同日の翌日に行う他の保管口座への移管

2 前項第 1 号イに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項第 1 号ロおよび第 2 号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。

① お客さまが施行令第 25 条の 13 の 8 第 5 項第 2 号、第 6 項第 2 号もしくは第 7 項において準用する同号に規定する書面を提出した場合または当行に特定口座（法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 1 号に規定する特定口座をいい、前項第 1 号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）を開設していない場合　一般口座への移管

② 前号に掲げる場合以外の場合　特定口座（前項第 1 項第 1 号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）への移管

第 8 条（非課税管理勘定および継続管理勘定の管理）

非課税管理勘定または継続管理勘定に記載または記録がされる株式投資信託は、その年の3月31日において18歳である年（以下「基準年」といいます。）の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。

① 災害、疾病その他の施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由による移管で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載または記録もしくは預入れがされている株式投資信託および金銭について行うもの（以下「災害等による返還等」といいます。）を除き、当該株式投資信託の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管を行わないこと

② 当該株式投資信託の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡（法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号および第16条第2号において同じです。）で、法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限ります。）または贈与をしないこと

③ 当該株式投資信託の譲渡の対価（その額が法第37条の11第3項または第4項の規定によりこれらの規定に規定する株式投資信託に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭を含みます。）または当該株式投資信託に係る配当等分配金として交付を受ける金銭（株式投資信託に係る同法第9条の8に規定する分配金で、当行が国内における同条に規定する支払いの取扱者ではないものおよび前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭で、その交付が当行を経由して行われないものを除きます。以下「譲渡対価の金銭等」といいます。）は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れすること

第9条（未成年口座および課税未成年者口座の廃止）

第7条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。

2 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当行は当該未成年者口座および当該課税未成年者口座を廃止いたします。

① 非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日

② お客さまがその年1月1日において18歳である年の1月1日

③ 2026年1月1日

第10条（未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知）

未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等であった株式投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座（法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。）への移管に係るものに限ります。）があった場合には、当行は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった株式投資信託を取得した者）に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等であった株式投資信託の払出し時の金額および数、その払出しに係る事由およびその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。

第 10 条の 2（継続管理勘定等への移管）

非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る 5 年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等であった株式投資信託を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。

2　前項の場合において、お客さまが、施行令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 3 号に規定する書面を 5 年経過日の属する年の 9 月 30 日までに提出した場合には、継続管理勘定への移管は行わず、特定口座または一般口座に移管いたします。

第 11 条（出国時の取扱い）

お客さまが、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当行に対して施行令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 4 号に規定する出国移管依頼書を提出してください。

2　当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客さまの未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。

第 3 章　課税未成年者口座の管理

第 12 条（課税未成年者口座の設定）

課税未成年者口座（お客さまが当行に開設している特定口座または預金口座で、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じです。）は、未成年者口座と同時に設けられます。なお、本条に規定する預金口座については、この約款で定められた事項と、当行預金規定で定められた事項で内容が異なる場合には、この約款が優先するものとし、それ以外の場合については、この約款の目的を害しない限度で預金規定を適用するものとします。

第 13 条（課税管理勘定における処理）

課税未成年者口座における上場株式等（法第 37 条の 11 第 2 項に規定する上場株式等のうち株式投資信託をいいます。以下第 14 条から第 16 条および第 18 条において同じ。）の振替口座簿への記載または記録もしくは金銭の預入れは、同法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当該記載または記録もしくは預入れに係る口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる株式投資信託または預入れがされる金銭につき、当該記載または記録もしくは預入れに関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）において処理いたします。

第 14 条（譲渡の方法）

課税管理勘定において振替口座簿への記載または記録がされている株式投資信託の譲渡は、法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当行に対して譲渡する方法、または法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する事由による株式投資信託の譲渡について、当該譲渡に係る金銭の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

第 15 条（課税管理勘定での管理）

課税管理勘定において振替口座簿への記載または記録がされている株式投資信託に係る譲渡対価の金銭は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れします。

第 16 条（課税管理勘定の金銭等の管理）

課税未成年者口座に記載または記録がされる株式投資信託および当該課税未成年者口座に預入れがされる金銭は、お客さまの基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。

① 災害等による返還等による課税未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該株式投資信託の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管を行わないこと

② 当該株式投資信託の第 14 条に規定する方法以外の方法による譲渡で、法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限ります。）または贈与をしないこと

③ 課税未成年者口座または未成年者口座に記載または記録がされる株式投資信託の取得のためにする払出しおよび当該課税未成年者口座に係る株式投資信託につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭の払出しを除き、当該金銭の課税未成年者口座からの払出しをしないこと

第 17 条（未成年者口座および課税未成年者口座の廃止）

第 15 条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

2 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

① 非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の 1 月 1 日から 5 年を経過する日の翌日

② お客さまがその年の 1 月 1 日において 18 歳である年の 1 月 1 日

③ 2026 年 1 月 1 日

第 18 条（重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合）

お客さまが課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の 1 月 1 日において、当行に重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止いたします。

2 前項の場合において、廃止される特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされている株式投資信託がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該株式投資信託は全て当行に開設されている当該特定口座以外の特定口座に移管します。

第 19 条（出国時の取扱い）

お客さまが出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第 12 条から第 17 条（第 14 条を除く）の適用があるものとして取り扱います。

第 4 章　口座への入出金

第 20 条（課税未成年者口座への入出金処理）

お客さまが課税未成年者口座の預金口座へ入金を行う場合には、お客さま本人に帰属する資金により行うこととし、入金はお客さま名義の他の当行預金口座からの入金によることといたします。なお、お客さまには、第 12 条に定める課税未成年者口座の開設に当たり、同条に定めるお客さま名義の預金口座のほか、課税未成年者口座の預金口座への入金のためのお客さま名義の当行預金口座を別途開設していただきます。

2　お客さまが未成年者口座または課税未成年者口座から出金または株式投資信託の移管（以下この条において「出金等」といいます。）を行う場合には、次に定める取扱いとなります。

①　お客さま名義の課税未成年者口座である預金口座以外の当行預金口座への出金

②　お客さま名義の当行投資信託口座への移管

3　前項各号に定める出金等を行うことができる者は、お客さままたはお客さまの法定代理人に限ることとします。

4　お客さまの法定代理人が第 2 項各号の出金等を行う場合には、当行は当該出金等に関してお客さまの同意がある旨を確認することとします。

5　前項に定める同意を確認できない場合には、当行は当該出金等に係る金銭または株式投資信託がお客さま本人のために用いられることを確認することとします。

6　お客さま本人が第 2 項各号に定める出金等を行う場合には、お客さまの法定代理人の同意（同意書の提出を含む）が必要となります。

第 5 章　代理人による取引の届出

第 21 条（代理人による取引の届出）

お客さまの代理人が、未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当行に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。この場合当行は、届出された代理人に対し、当行所定の方法により、届出された代理人ご本人であることの確認、代理権の確認などをさせていただく場合があります。

2　お客さまが前項により届け出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。この場合においては前項後段の規定を準用します。

3　お客さまの法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客さまが 18 歳に達した後も当該法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。

4　お客さまの法定代理人以外の者が第 1 項の代理人となる場合には、第 1 項の届出の際に、当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出していただく必要があります。この場合において、当該代理人はお客さまの 2 親等内の者に限ることとします。

5　お客さまの法定代理人以外の代理人が未成年者口座および課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客さまが 18 歳に達した後も当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。

第 22 条（法定代理人の変更）

お客さまの法定代理人に変更があった場合には、直ちに当行に届出を行っていただく必要があります。

第 6 章　その他の通則

第 23 条（取引残高の通知）

お客さまが 15 歳に達した場合には、当行は未成年者口座および課税未成年者口座に関する取引残高をお客さま本人に通知いたします。

第 24 条（未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示）

お客さまが受入期間内に、当行が行う募集の取扱いにより取得をした株式投資信託を未成年者口座または課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して未成年者口座または課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。

2　お客さまが未成年者口座および未成年者口座以外の口座で同一銘柄の株式投資信託を保有している場合であって、未成年者口座で保有している株式投資信託を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申出がない場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

第 25 条（基準年以降の手続き等）

基準年に達した場合には、当行はお客さま本人に払出制限が解除された旨および取引残高を通知いたします。

第 26 条（非課税口座のみなし開設）

2024 年から 2027 年までの各年（その年 1 月 1 日においてお客さまが 18 歳である年に限ります。）の 1 月 1 日においてお客さまが当行に未成年者口座を開設している場合（出国中である場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。

2　前項の場合には、お客さまがその年 1 月 1 日において 18 歳である年の同日において、当行に対して非課税口座開設届出書（同項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客さまとの間で特定非課税累積投資契約（同項第 6 号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。）が締結されたものとみなします。

第 27 条（本契約の解除）

次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。

①　お客さままたは法定代理人から法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合　　当該提出日

②　法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第 6 号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合　　法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日

③　第 17 条第 2 項に掲げる日において未成年者口座を開設している場合　　法第 37 条の 14 の 2 第 20 項第 2 号の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日

④　第 9 条第 2 項に掲げる日において未成年者口座を開設している場合　　法第 37 条の 14 の 2 第 20 項第 2 号の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日

⑤　施行令第 25 条の 13 の 8 第 30 項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合　　出国日

⑥　お客さまが基準年の 1 月 1 日以後に出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合　　法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）

⑦　お客さまが出国の日の前日までに第 11 条第 1 項の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日においてお客さまが 18 歳である年の前年 12 月 31 日までに同条第 3 項の「未成年者口座帰国届出書」を提出しなかった場合　　その年の 1 月 1 日においてお客さまが 18 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日

⑧　お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項で準用する同施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合　　本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日

第 28 条（免責事項）

お客さまがこの約款に定める手続きを怠ったこと、その他当行の責めによらない事由により、未成年者口座および課税未成年者口座に係る税制上の取扱い等に関し、お客さまに生じた損害等については、当行はその責めを負わないものとします。

第 29 条（合意管轄）

この契約に関するお客さまと当行との間の訴訟については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

第 30 条（約款の変更）

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。

2　前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。

3　前二項による変更は、公表等の際に定める相当の期間を経過した日から適用するものとします。

保護預り規定兼振替決済口座管理規定（取引残高報告書式）

第１条（この規程の趣旨）

この規定は、お客さまから当行が次の各号に掲げる証券をお預りし、またはお客さまが社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替決済制度において取り扱う国債（以下「振決国債」といいます。）に係る口座を当行に開設するに際し、当行とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

①　地方債証券

②　政府保証債券

２　当行は、前項にかかわらず、相当の理由があるときは地方債証券または政府保証債券のお預り、または振決国債に係る口座の開設および振替による受入れをお断りすることがあります。

３　この規定に従ってお預りした地方債証券または政府保証債券を以下「保護預り証券」といい保護預り証券と振決国債とをあわせて以下「振替債等」といいます。

第２条（保護預り証件の保管方法および保管場所）

当行は、保護預り証券について金融商品取引法第 43 条の 2 に定める分別管理に関する規定に従って次の通り、お預りします。

①　保護預り証券は、当行所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客さまの同銘柄の証券と区別することなく混蔵して保管（以下「混蔵保管」といいます。）できるものとします。

②　前号による混蔵保管は大券をもって行うことがあります。

第３条（混蔵保管に関する同意事項）

前条の規定により混蔵保管する保護預り証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

①　保護預り証券の数または額に応じて、同銘柄の保護預り証券に対して、共有権または準共有権を取得すること。

②　新たに地方債証券または政府保証債券をお預りするときまたは保護預り証券を返還するときは、当該証券のお預りまたはご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客さまと協議を要しないこと。

第３条の２（共通番号の届出）

お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関連法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号または同条第 15 項に規定する法人番号をいいます。以下同じです。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令の定めがある場合に、お客さまの共通番号を当行にお届けいただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第４条（振替決済口座）

振決国債に係るお客さまの口座（以下「振替決済口座」といいます。）は、振替法に基づく口座管理機関として、当行が備え置く振替口座簿において開設します。

① 振替決済口座には、日本銀行が定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振決国債の記載または記録をする内訳区分と、それ以外の振決国債の記載または記録をする内訳区分とを別に設けて開設します。

② 当行は、お客さまが振決国債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。

第５条（保護預り口座または振替決済口座の開設）

地方債証券または政府保証債券については当行に対して保護預り口座を開設した場合に限り保護預りを、振決国債については振替決済口座を開設した場合に限りその管理を受け付けることとし、当該口座開設の際には当行所定の「保護預り口座設定申込書兼振替決済口座設定申込書」をご提出ください。

２ 当行は、お客さまから「保護預り口座設定申込書兼振替決済口座設定申込書」による口座開設の申込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく口座を開設し、お客さまにその旨を連絡いたします。

３ 「保護預り口座設定申込書兼振替決済口座設定申込書」に押印された印影および記載された住所・氏名・第３条の２に定める共通番号等をもって、届出の印鑑・住所・氏名・共通番号等とします。

４ 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令並びに日本銀行の国債振替決済業務規程その他の関連諸規則に従って取り扱います。

第６条（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する３月末日までとします。

２ この契約は、お客さままたは当行から申し出のない限り、期間満了日の翌日から１年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第７条（手数料）

当行は、口座を開設したときは、その開設時および口座開設後１年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。

第８条（預入れおよび返還）

地方債証券または政府保証債券を預け入れるときは、お客さままたはお客さまがあらかじめ届け出た代理人（以下「お客さま等」といいます。）が当行所定の依頼書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）してご提出ください。

２ 保護預り証券の全部または一部の返還をご請求になるときは、その７営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出の上、返還の際に前項に準じた手続きにより、保護預り証券をお引き取りください。

３ 利金支払期日の７営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、地方債証券または政府保証債券の預入れおよび保護預り証券の返還をすることはできません。

４ 保護預り証券は、お客さま等がお引き取りになるまでは、この規定により当行がお預りしているものとします。

第９条（振替の申請）

お客さまは、振替決済口座に記載または記録されている振決国債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。

① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
② 法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他日本銀行が定めるもの

2 前項に基づき、お客さまが振替の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。
① 減額および増額の記載または記録がされるべき振決国債の銘柄および金額
② お客さまの振替決済口座において減額の記載または記録がされるべき種別および内訳区分
③ 振替先口座
④ 振替先口座において、増額の記載または記録がされるべき種別および内訳区分

3 前項第1号の金額は、その振決国債の最低額面金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。

4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、第4号については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。

5 当行に振決国債の買取を請求される場合、前項の手続きをまたずに振決国債の振替の申請があったものとして取り扱います。

第10条（他の口座管理機関への振替）

当行は、お客さまから申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。

2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替口座依頼書によりお申込みください。

第11条（質権の設定）

お客さまの振決国債について、質権を設定される場合は、当行が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、日本銀行が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。

第12条（分離適格振決国債に係る元利分離申請）

振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載または記録されている分離適格振決国債について、差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離またはその申請を禁止されたものを除き、当行に対し、元利分離の申請をすることができます。

2 前項に基づき、お客さまが元利分離の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。
① 減額の記載または記録がされるべき分離適格振決国債の銘柄および金額
② お客さまの振替決済口座において減額および増額の記載または記録がされるべき種別

3 前項第1号の金額は、その分離適格振決国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振決国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

第13条（分離元本振決国債等の元利統合申請）

振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載または記録されている分離元本振決国債および分離利息振決国債について、差押えを受けたものその他の規定により元利統合またはその申請を禁止されたものを除き、当行に対し、元利統合の申請をすることができます。

2　前項に基づき、お客さまが元利統合の申請を行うに当っては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。

①　増額の記載または記録がされるべき分離適格振決国債の銘柄および金額

②　お客さまの振替決済口座において減額の記載または記録がされるべき種別

3　前項第1号の金額は、その分離適格振決国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振決国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

第14条（保護預り証券の返還または振決国債の抹消の申請に準ずる取扱い）

当行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第2項の手続きをまたずに保護預り証券の返還の請求が、または振替法に基づく振決国債の抹消の申請があったものとして、当行がお客さまにかわって手続きさせていただきます。

①　当行に保護預り証券の買取りを請求される場合

②　当行が第16条により振替債等の償還金（分離利息振決国債の場合は、利子の支払い）を代理受領する場合

第15条（抽選償還）

混蔵保管中の保護預り証券が抽選償還に当選した場合には、被償還者および償還額の決定は当行所定の方法により公正かつ厳正に行います。

第16条（償還金等の受入れ等）

振替債等の元金または利子の支払いがあるときは、当行がお客さまに代ってこれを受領し、指定預金口座に入金します。

2　振替決済口座に記載または記録されている振決国債（差押えを受けたものその他の法令の規程により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の元金および利子の支払があるときは、日本銀行が代理して国庫から受領した上、当行がお客さまに代って日本銀行からこれを受領し、指定預金口座に入金します。

第17条（連絡事項）

当行は、振替債等について、次の事項をご通知します。

①　最終償還期限

②　残高照合のための報告

③　第15条により被償還者に決定したお客さまには、その旨および償還額

2　前項第2号の残高照合のための報告は、振替債等の残高に移動があった場合に、毎年3・6・9・12月の末日付けで、その翌月中の時期にご通知します。

なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行ないます。

3　当行は、前項の規定にかかわらず、お客さまが特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客さまからの前項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての

照合に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

4　当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行いまたはその他の送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第 18 条（届出事項の変更）

印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、お客さまに、個人番号カード、運転免許証、印鑑登録証明書、戸籍抄本、住民票の写し等の一定の書類をご提出願うことがあります。

2　前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ地方債証券または政府保証債券の受入れ、保護預かり証券の返還、振決国債の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

3　第 1 項による変更後は、変更後の印影・住所・氏名等をもって届出の印鑑・住所・氏名等とします。

第 19 条（当行の連帯保証義務）

日本銀行が、振替法等に基づき、お客さま（振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

①　振決国債（分離適格振決国債、分離元本振決国債または分離利息振決国債を除きます。）の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振決国債の超過分（振決国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の元金および利子の支払いをする義務

②　分離適格振決国債、分離元本振決国債または分離利息振決国債の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振決国債および当該国債と名称および記号を同じくする分離適格振決国債の超過分の元金の償還をする義務または当該超過分の分離利息振決国債および当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振決国債の超過分（振決国債をした者のないことが証明された分を除きます。）の利子の支払をする義務

③　その他、日本銀行において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第 20 条（反社会的勢力との取引拒絶）

この契約は、第 21 条第 5 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ第 21 条第 5 項各号いずれかに該当する場合には、当行はこの契約の開設をお断りするものとします。

第 21 条（解約等）

この契約は、お客さまのお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、当行所定の方法でその旨をお申し出の上、解約の際にお客さまが当行所定の解約依頼書に届出の印章（または署名）によ

り記名押印（または署名）してご提出し、保護預り証券をお引き取りまたは振決国債を他の口座管理機関へお振替えください。第6条によるお客さまからのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。

2　保護預り証券は、お客さまがお引き取りになるまでは、この規定により当行がお預かりします。

3　次の名号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取りまたは振決国債を他の口座管理機関へお振替えください。

①　お客さまが手数料を支払わないとき

②　お客さまについて相続の開始があったとき

③　お客さまがこの規定に違反したとき

④　やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

4　前項による振替債等の引取りまたは振替え手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から引取りの日の属する月までの手数料相当額を月割計算によりお支払いください。この場合、第16条に基づき指定預金口座に入金された金銭は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。

5　前項のほか、次の各号のいずれかに該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの契約を停止し、またはお客さまに通知することによりこの契約を解約することができるものとします。

お客さまが、口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②　お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合

イ　暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

ロ　暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

ハ　自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

ニ　暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

ホ　役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③　お客さまが、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

イ　暴力的な要求行為

ロ　法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

ニ　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

ホ　その他前各号に準ずる行為

第22条（緊急措置）

法令の定めるところにより振替債等の引渡しを求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

第 23 条（公示催告等の調査）

当行は、保護預り証券について、公示催告・除権決定の公告等についての調査義務は負いません。

第 24 条（保護預りに関する権利の譲渡・質入れの禁止）

この契約によるお客さまの保護預りに関する権利は、譲渡または質入れすることはできません。

第 25 条（免責事項）

当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

① 第 18 条第 1 項による届出の前に生じた損害

② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて地方債証券または政府保証債券の受入れまたは保護預り証券の返還、振決国債の振替または抹消、その他の取扱いをした上で、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害

③ 依頼書に使用された印影（または署名）が届出の印鑑（または署名鑑）と相違するため、地方債証券または政府保証債券を受入れまたは保護預り証券を返還または、振決国債の振替または抹消をしなかった場合に生じた損害

④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により保管施設または記録設備の故障等が発生したため、地方債証券または政府保証債券の受入れまたは保護預り証券の返還、振決国債の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害

⑤ 前項の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合、振決国債の記録が滅失等した場合、または第 16 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害

⑥ 第 22 条の事由により、当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

第 26 条（規定の変更）

この規定は、法令の変更その他必要な事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。

2 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。

3 前二項による変更は、公表等の際に定める相当の期間を経過した日から適用するものとします。

以上